

しろくまと知ろう! くらしと買い物

いっしょに
楽しく学ぼう!



札幌市消費者教育
イメージキャラクター
くろうくま

黒いクマ。
行動力はあるが、
何かと消費者トラブルに
まご
巻き込まれがち。

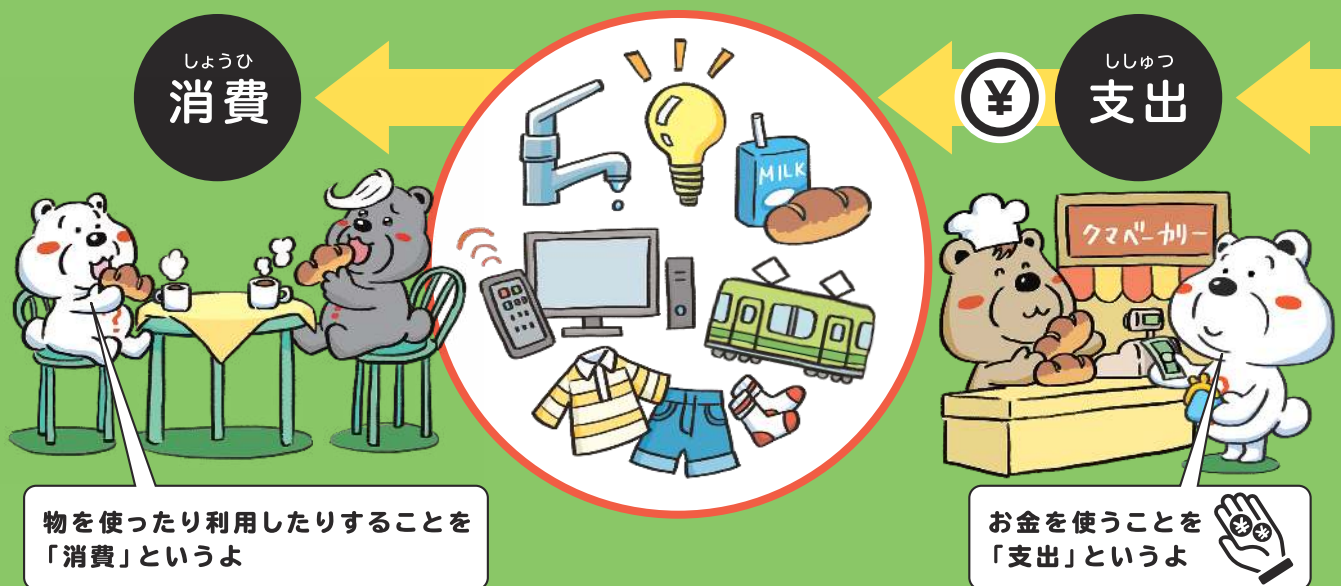
札幌市消費者教育
イメージキャラクター
しろくま

白いクマ。
色んなことを「知ろう」
という気持ちをいつも
大切にしている。

くらしを支えるお金



わたしたちは生活する上で、いろいろな場面でお金を使っています



※水や電気、灯油やガスなどは、毎月利用した分に応じて、お金を支払います。



他にはどんなことにお金を使っているかな？ 思いつくものを書いてみよう。

消費が環境に与える影響 ①

消費が多くなると、その分ごみも増えること
になります。ごみが増えると、地球温暖化や
不法投棄などの問題が起きます。



お金は どこからやってくるの？



生活に必要なお金は、多くの場合、**家族が働く**ことで得ています



支出や消費をする上で気を付けるべきことは何だろう？
思いつくものを書いてみよう。

消費が環境に与える影響 ②

収入だけでなく、消費する「物」にも限りがあります。
水道水も、食べ物もそうです。
みんなが必要以上に消費すると、どうなるのでしょうか？



こんなとき、 あなたならどうする？



くろうくまの使っている筆箱は、
開けづらくなってきたようですが、
なんとか、このままでも使えるみたいです。



近所のお店のチラシを見ると、
以前から気になっていた筆箱が、
今だけセールで、
いつもは1,500円のところ、
900円で売られています。



セール中であれば、くろうくまが持っている
今のお金(1,000円)でも筆箱が買えます。



あなたならどうするか書いてみよう。



その理由を書いてみよう。

周りのみんなはどうしたのかな？ その理由は何だろう？

あなたなら、 どうやって調べる？



くろうくまは筆箱を買うことに決めましたが、
気になっていた筆箱以外にも色々な種類の筆箱があり、
どれを買うか悩み始めました。



このチラシだけだと、
筆箱の色や形と価格しか
分かりません。



チラシ以外に筆箱の情報を手に入れる方法は何があるかな？



他に筆箱のどのような情報が必要かな？

周りのみんなはどんな方法を思いついたかな？
そして、どんな情報が必要だと思ったかな？



買い物って、 実は「契約」なんです



なぜお店の人に返品を断られてしまったのでしょうか？

わたしたちは、いつも何気なくお店で買い物をしていますが、
「買い物」という行為には、実は、守らなければならないルールがあるのです。

買い物の仕組み

1

まず、買う人（自分）は商品を買いたいと、
売る人（店員）に伝えます。これを **申込** もうしこみ といいます。

これ
買いたいです

買う人

2

次に、売る人（店員）がそのことについて了解します。
これを **承諾** しょうだく といいます。

分かりました

売る人

3

ここで、商品の買う・売るについて、おたがいの意思が合い、
売買契約 ばいばいけいやく が成立したことになります。
契約 けいやく とは「**法律上、守らなければならない約束**」
のことです。契約は口頭でも成立します。



買い物って、実は
「契約」だったんだね。

暮らしの中で「契約」は
とても身近な存在なんだよ。

売買契約が成立すると、**法律上**、
 買う人は**お金を渡す義務**、売る人は**商品を渡す義務**が生じます。

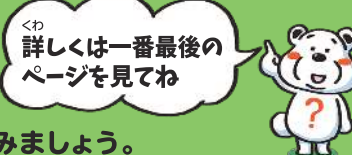


契約成立後に、お金を渡さない、
 商品を渡さないといったことは、もちろん許されません。
 また、商品を買った後で、**買った人の一方的な理由で**
返品するといったことも原則**許されません**※1。
 それは**法律上の約束を破る**※2ことになるからです。
 したがって、くろうくまも「他のお店のほうが安く売っているから」
 という「一方的な理由」で返品することはできないのです。



もし、お店とトラブルになったら・・・

札幌市消費者センターでは、お店との間で起きたトラブルに対して、
 どう対応したらよいかなどのアドバイスをしています。
 買い物などで困ったことがあれば、家族と一緒に消費者センターに相談してみましょう。



他にもありますいろんな契約

次のうち、契約だと思うものには○を、契約ではないと思うものには×をつけましょう。



()



()



()



()

※1 お店によってはサービス（好意）で返品できることもあります。また、商品に不具合があった場合などにも返品することができます。

※2 法律上の約束を破ると、裁判で訴えられることがあります。

筆箱を選んでみよう!

学校で使っている筆箱が壊れてしまい、
新しい筆箱を買いたいと家族に相談したところ、
「自分で選んで買ってごらん」と1,500円を渡されました。
近所のお店に行ってみると、次の4種類の筆箱がありました。
購入する筆箱を1つ選んでみましょう。



A



たくさん
入る!!

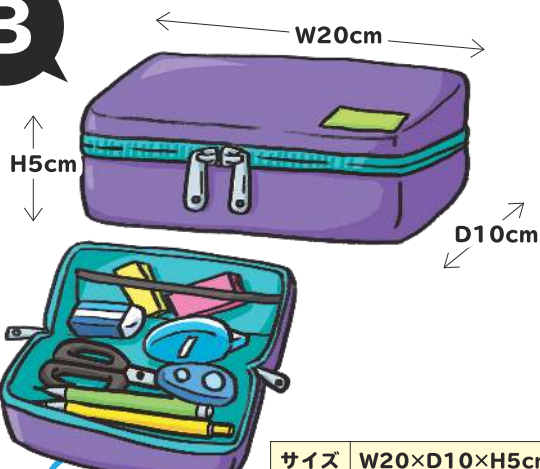
大容量

選べる豊富なカラー
バリエーション

6色

サイズ	W24×D10×H4cm
重さ	150g
主な素材	合皮 (PU)
色の種類	
生産国	ベトナム
価格	1,200円 (税込)

B



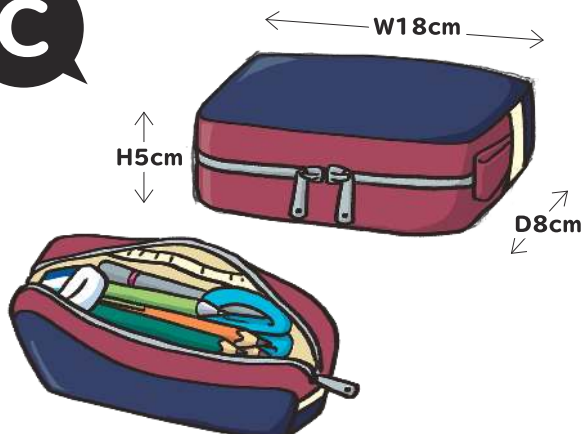
ガバッと開いて
探しやすい!

超便利

目的の筆記用具が
すぐに見つかる!

サイズ	W20×D10×H5cm
重さ	80g
主な素材	ポリエステル
色の種類	
生産国	日本
価格	1,400円 (税込)

C



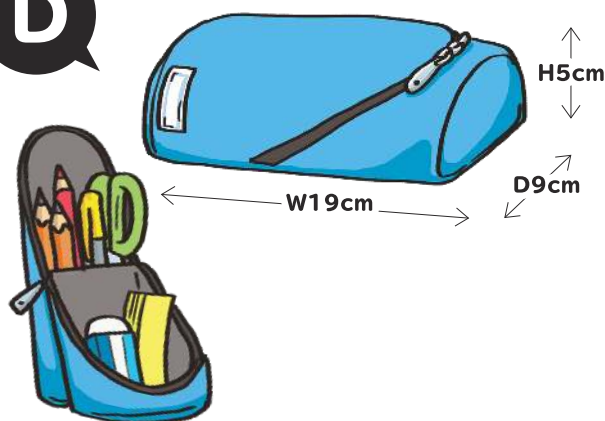
ぜんぶ入って
軽い!!

超軽量

おしゃれなデザイン!

サイズ	W18×D8×H5cm
重さ	50g
主な素材	コットン
色の種類	
生産国	中国
価格	600円 (税込)

D



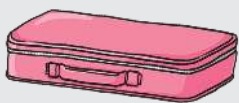
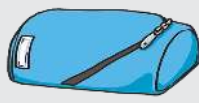
取り出し
やすい!

高機能

ペンスタンドとしても使える!

サイズ	W19×D9×H5cm
重さ	110g
主な素材	ポリエステル
色の種類	
生産国	日本
価格	1,000円 (税込)

筆箱の情報を整理して比べてみよう

筆箱	筆箱 A	筆箱 B	筆箱 C	筆箱 D
項目				
サイズ				
容量（容積）				
重さ				
主な素材				
生産国				
価格				
長所				
短所				
その他 （思ったことなど）				
選んだ筆箱	選んだ理由			
				



どの筆箱を選びなぜそれを選んだのか、
理由を周りで話し合っ、気づいたことを書いてみよう。



自分で筆記用具を選ぶときに、
大事だと思ったこと、これからの買い物に生かしたい事を書いてみよう。

卵を選んでみよう!

明日の晩ご飯はオムライスの予定です。

でも、家には卵が2個しかなく、数が足りません。

卵を買ってきてほしいと、おつかいを頼まれました。



おつかいにあたった条件

今日は
20☆☆年
6月3日

オムライスに
必要な卵の
個数は6個

オムライスを
つくる日は
6月4日

渡されたのは
350円

近くのスーパーに行くと、いろいろな卵が売られていました。

購入する卵を1つ選んでみましょう。

A



原産地	北海道
賞味期限	20☆☆年6月5日
数量	6個
価格	300円(税込)

B



原産地	茨城県
賞味期限	20☆☆年6月14日
数量	10個
価格	350円(税込)

C



原産地	北海道
賞味期限	20☆☆年6月14日
数量	10個
価格	250円(税込)

D



原産地	青森県
賞味期限	20☆☆年6月10日
数量	10個
価格	200円(税込)

卵の情報を整理して比べてみよう

卵 項目	卵 A 	卵 B 	卵 C 	卵 D 
原産地				
数量				
賞味期限				
1個あたりの 価格				
長所				
短所				
その他 (思ったことなど)				
選んだ卵	選んだ理由			
				



どの卵を選びなぜそれを選んだのか、理由を周りで話し合っ
て、気づいたことを書いてみよう。



自分で食品を選ぶときに、
大事だと思ったこと、これからの買い物に生かしたい事を書いてみよう。



今回の学習全体を振り返って、学んだことや気づいたことを書いてみよう。

札幌市消費者センターについて

札幌市消費者センターは、市民のくらしの安定と向上を目的として、昭和52年（1977年）に設置されました。札幌市消費者センターでは、契約などのくらしに関する相談に対して、解決に向けたアドバイスなどを行っているほか、くらしに役立つ講座や展示なども行っています。

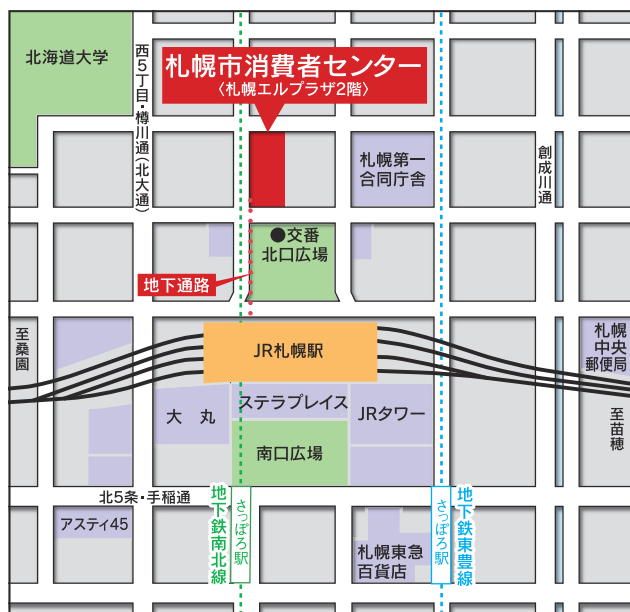


来所相談

〒060-0808 必ず事前に電話相談してください。

札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階

受付時間：午前9時～午後4時30分（土日祝日・年末年始を除く）



電話相談

Tel.011-728-2121

受付時間：午前9時～午後7時（土日祝日・年末年始を除く）

消費者ホットライン **188** もご利用いただけます。
＜局番不要・土日祝日対応＞

WEBフォーム相談・リモート相談

※WEBフォーム相談は、相談内容の送信はいつでもできますが、回答内容は、一般的な内容になります。お急ぎの場合や具体的な相談を希望する場合は、電話相談をご利用ください。

※リモート相談は、「Zoom」を利用して契約書面などを一緒に見ながらご相談いただけます。（事前予約が必要です。）



【協力】北海道小学校家庭科教育連盟

【監修】公益社団法人 札幌消費者協会

【編集・発行】

令和8年（2026年）8月

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所13階

Tel.011-211-2245

年

組

名前